

# 令和2年度 福祉体験学習事業 実施要項

## 1 事業目的

高校生・大学生や一般求職者等を対象に、福祉の職場を実際に体験する機会を提供することにより、職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ってもらい、就労意欲の喚起と福祉の職場への円滑な就労を支援していく。

## 2 受入施設・事業所

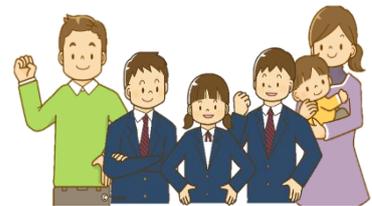
令和3年4月1日までに求人の予定があり、かつ福祉人材センターにあらかじめ届出をした県内の社会福祉施設・介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所・保育所等。

## 3 参加できる者

- (1) 高校生以上で、福祉・介護の仕事に就こうと考えている者（資格・経験の有無は問わない）
- (2) あらかじめ福祉人材センターで登録をした者

※ なお、次に掲げる者は本事業の対象外とする

- ア 中学生以下の者
- イ 学校の教育課程における実習や課外活動など学校教育の一環として参加される者
- ウ 福祉体験学習を行う事業者において採用が内定した者
- エ 他の事業や制度により参加される者



## 4 事業内容等

- (1) 次に掲げる事例等につき、福祉体験学習を行う事業者が作成した体験プログラムによる。
  - ア 介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの対人援助体験
  - イ 散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験
  - ウ 掃除、洗濯などの職員の補助業務体験
- (2) 体験日数は、1つの受入施設・事業所につき5日以内とする。
- (3) 1日の体験時間は、4時間以上8時間以下とする。
- (4) 施設までの交通費、食費及び被服費は、体験希望者が負担するものとする。
- (5) 令和2年度については、平成22～令和元年度の当該事業で受け入れた体験者を、同22～同元年度と同じ受入施設・事業所において受け入れる場合は、本事業の対象としない。

## 5 事業実施期間

受入施設・事業所の募集期に応じた事業開始日から令和3年1月31日まで。

## 6 謝礼金

受け入れ1人1日当たり5,150円以内の謝礼金を受入施設に支払う。  
なお、体験希望者は無給とする。

## 7 事業スケジュール



令和2年3月	受入施設・事業所の募集（～3/10）
同 4月	福祉体験学習事業の開始
令和3年1月	福祉体験学習事業の終了（～1/31）
同 2月	実績報告
同 3月	謝礼金支払



## 8 事業の届出について

福祉体験学習の受入を希望する事業者は、兵庫県福祉人材センターのホームページより福祉体験学習受入施設・事業所届出書（様式第1号）をダウンロードし、以下のメールアドレスへファイル添付にてご提出下さい。

各様式の電子ファイルは、兵庫県福祉人材センターのホームページに掲載しています。

【アドレス：<http://www.hyogo-wel.or.jp/work/>】

福祉体験学習受入可能時期	届出期日
令和2年4月1日(水)以降	令和2年3月10日(火)

提出先：[jinzai@hyogo-wel.or.jp](mailto:jinzai@hyogo-wel.or.jp)

件名：令和2年度福祉体験学習受入申し込み ファイル名：法人名 ex) (福)●●福祉会

### 留意点

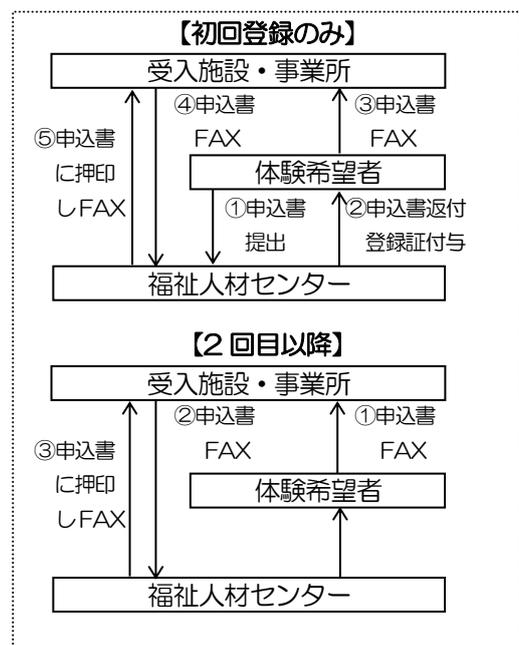
- 事前に届出のない施設・事業所で福祉体験学習を行っても謝礼金の対象になりません。
- 年度ごとの募集となりますので、前年度までに受入の届出をしていただいている場合も、改めて届出が必要になります。
- 複数の施設・事業所での受入を予定される法人は、法人単位での届出をお願いします。

## 9 参加者受入のながれ

- 体験希望者は、福祉人材センターに登録申込(初回のみ)  
→ 提出書類：**様式第3号**
- 福祉人材センターは、体験希望者に福祉体験学習登録証を付与
- 体験希望者は、希望する施設・事業所を選び、**電話で直接申込**  
→ 提出書類：**様式第3号**
- ※ 受入施設・事業所から体験希望者に受入日時や注意事項等を連絡
- 受入施設・事業所は、**体験日の前日までに**福祉人材センターに申込書をFAX  
→ 提出書類：**体験希望者が提出した様式第3号**
- 福祉人材センターは、申込書に受付印を押し、受入施設・事業所にFAXで返信

事業所より受入日時の報告後、福祉人材センターは、体験希望者を被保険者として保険に加入します。

- ※ 受入施設・事業所ごとに**様式第6号**を作成して下さい。



## 10 その他

### (1) 体験プログラムの作成に際しての注意点

- ① 福祉体験学習は、福祉の仕事に就こうと考えておられる方に実際の職場の雰囲気やサービス内容など直接知ってもらうためのものであり、技術を習得することが目的の実習ではありません。
- ② 福祉の現場において、職員や利用者と時間を共有することにより、福祉の仕事に対する理解を深め、就業の促進を図ることが目的です。可能な限り、職員や利用者との交流ができるようご配慮ください。
- ③ 体験希望者には、福祉の現場に初めて触れる方もおられることにご配慮下さい。
- ④ 1日の体験時間が4時間以上8時間以下となるようプログラムを組み立てて下さい。

#### <体験内容の一例>

- ① 利用者の介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの補助
  - ※ 食事介助、入浴介助、排せつ介助、車いす移乗の介助など、リスクが高い対人援助を体験希望者が行う際は、必ず施設職員の指導下におき、利用者の安全を確保したうえで行うようにして下さい。
- ② 施設行事、バザー、サークル、クラブ活動、レクリエーションなどへの参加・手伝い
- ③ 掃除、洗濯、おむつたたみ等の作業の手伝い
  - ※ 利用者や施設職員との交流をもちながらの作業であることが望ましい。1日中、体験希望者が1人で作業をすることがないようにして下さい。

### (2) 体験希望者からの申込等

- ① 福祉体験学習の対象者は、あらかじめ兵庫県福祉人材センターに登録された方です。事前登録のない方が福祉体験学習を行っても謝礼金の対象になりません。
- ② 令和元年度までに登録された体験者も、令和2年度には改めて登録が必要となります。
- ③ 体験希望者には、初回登録が済んだ後、直接事業所へ電話をいれるよう案内していますので、福祉体験学習の日時、交通手段、服装、食事のことなどを直接やりとりしてください。日時が決まりましたら、体験希望者より福祉体験学習申込書（様式第3号）を受け取るようにして下さい。
- ④ 体験希望者の福祉体験学習中の負傷等に備えるため、兵庫県社会福祉協議会が体験希望者を被保険者として保険に加入します。必ず受入日の前日（土日・祝日・年末年始に係る場合は、その前の平日）までに③で受け取った福祉体験学習申込書の「受入施設・事業所記入欄」に必要事項を記入し、兵庫県福祉人材センターへ FAX で提出して下さい。折り返し、兵庫県福祉人材センターが受付印を押印し FAX にて返信します。

### (3) 必要書類の作成・保存

- ① 受入施設・事業所ごとに福祉体験学習者名簿（様式第6号の記載例参照）を作成し、体験プログラム、福祉体験学習申込書（様式第3号）とともに、事業年度終了後5年間保存して下さい。
- ② 福祉体験学習者名簿は、事業年度終了後、実績報告書（様式第7号）とともにご提出いただきます。

### (4) 実績報告、謝礼金の支払等

受入施設・事業所の届出をしていただいた事業者に対し、別途ご案内します。

【問い合わせ・届出書等提出先】

兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉人材センター

〒651-0062

兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター1F

TEL : 078-271-3881

FAX : 078-271-3882

E-mail : jinzai@hyogo-wel.or.jp

